

第 3 7 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 3 年 6 月 2 7 日

第 3 7 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 3 年 6 月 2 7 日 (月) 1 6 時 0 0 分
2. 閉会日時 平成 2 3 年 6 月 2 7 日 (月) 1 6 時 2 0 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 3 1 名 欠席者 0 名
5. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (耕作権設定) の規定による許可について
 - 第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可について
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について
 - 第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
- 報告事項 合意解約、使用貸借解約通知書について

議長

只今より、第37回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、30番委員は遅れるとの連絡がっております。出席委員は31名中31名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、14番委員、15番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条の第1項の規定による耕作権設定についての許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案、農地法第3条の第1項の規定による耕作権設定について、使用借人の耕作面積は下限面積に達しており、農機具はトラクター、キャリー等の農業機械器具を所有しています。すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、使用借人は4年の農作業歴があり、使用貸人である父と母の3人で農業を営んでおります。今回の申請は農業者年金受給のため、耕作権設定する申請ですので問題ありません。

議長

第1号議案について、ご意見等ありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の耕作権設定は許可することに決定します。

第2号議案、農地法第3条の第1項の規定による所有権移転についての許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、農地法第3条の第1項の規定による所有権移転について、1番の耕作面積は下限面積に達しており、農機具はトラクター、コンバイン等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1 番について、譲受人は50年の農作業歴があります。譲受人夫婦と子供夫婦等の6人で農業を営んでおります。申請地は自己所有農地の隣接地の農地で、通作距離は車で2分程度であり、問題ありません。

議長

第2号議案について、ご意見等ありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案の所有権移転は許可することに決定します。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。

18番委員が議事参与の制限に該当しますので退室をおねがいします。

（退室を確認）

議長

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は申請地に隣接する土地と一体に住宅と、農舎を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の第1種住居地域で第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は東側、南側は宅地、西側は水路を挟んで宅地、北側は宅地となっております。雨水排水は溜枥より市道暗渠へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より市道暗渠へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

議長

18番委員に入室されるよう通知して下さい。

(入室確認後)

議長

18番委員に報告いたします。

1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定しました。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番の申請人は、申請地に隣接する土地と一体に貸共同住宅を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の第1種低層住居専用地域で、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、北側は河川側溝を挟み河川敷、東側は水路、赤道を挟み農地、南側は水路、赤道を挟み宅地、西側は道路になっております。雨水排水は河川側溝へ自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より河川側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第4号議案、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、一般個人住宅として許可を受けていたが、契約が破棄になり、建築工事が中止になった為、取り消したいとの申出です。

議長

只今、事務局より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案、農地法第5条の規定による許可処分の取消願は認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農地法第5条の規定による許可処分の取消願は認めることとし、県知事に送付することに決定します。

第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番の譲受人は申請地を譲受け、住宅を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地は東側、南側は宅地、西側は農地、北側は道路となっております。雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	7件	18筆	20,682.00㎡
耕作権の再設定	28件	63筆	56,503.03㎡
合計	35件	81筆	77,185.03㎡

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

農地法第18条の合意解約、使用貸借解約通知書については別添のとおりですので報告します。

これで第37回島原市農業委員会総会を閉会します。